

# 平成19年度地域再生事後評価結果について

平成20年7月25日  
地域再生本部決定

## 第1 事後評価の目的

「地域再生基本方針」（平成19年12月7日一部変更）においては、地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、（1）地域再生計画の認定制度、（2）認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置、（3）地域再生計画と連動した支援措置、（以下「地域再生計画認定制度等」という。）について、「地域再生の意義及び目標」、「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らして、事後的な評価（以下「事後評価」という。）を行うものとされている。

事後評価を行うにあたっては、内閣総理大臣は、必要に応じて調査を行いつつ、各省が行う政策評価を踏まえるとともに、地域政策の専門家や実務者等の第三者からの意見を聴いて、評価案を作成するものとされている。また、地域再生本部は、評価案に関する議を経て、評価を確定し、地域再生計画認定制度等の内容について必要な見直しを行うものとされている。

この資料は、こうした地域再生の事後評価に資するために作成したものである。なお、評価のための資料作成にあたっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図ることとしたところである。

## 第2 事後評価の基準

事後評価は、「地域再生の意義及び目標」、「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本方針」に照らし、地域再生計画認定制度等について行うものである。それらを概観すると、以下の通りである。

### 1. 「地域再生の意義及び目標」

#### （1）地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

## (2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

## 2. 「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の概要

### (1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

#### ① 地域再生のためのひとつづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

#### ② 「地域の知の拠点再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域の知の拠点として地域に貢献している大学等の取組に対して省庁が連携して支援することにより、地域に力強い人材を定着させ、持続可能な地域再生を推進する。

#### ③ 「地域の雇用再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域の雇用創造の推進、ものづくり人材の育成、農林漁業への就業支援、観光に関する人材の育成、地域に貢献する事業への支援による新たな雇用の創造を目的とした施策を推進する。

#### ④ 「地域のつながり再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域再生を支える力は、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりである。  
地域のコミュニティの再生を目的とした施策を推進する。

⑤ 「地域の再チャレンジ推進プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）  
の推進

再チャレンジを支援する会社への支援、農山漁村における再チャレンジの推進、  
キャリア教育や若者の自立支援の充実を目的とした施策を推進する。

⑥ 「地域の交流・連携推進プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の  
推進

都市と農山漁村の共生・対流の促進、広域的な地域間連携の促進、広域的な交流  
を支える交通基盤の整備、外国人観光客の訪日促進と魅力ある観光地・観光産業の  
創出、地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。

⑦ 「地域の産業活性化プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域経済の持続的な発展のためには、企業立地の促進、中小企業の再生、地域資  
源をいかした産業の創出・活性化、地域への対日投資促進、地域の大学等と連携し  
たイノベーションの推進、地域密着型金融の機能の強化等による地域の産業活性化  
を推進する。

⑧ 権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特  
性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう支援する。

(2) 補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への  
転換

① 目的別・機能別の交付金及び省庁横断的な交付金の創設等

地域再生に資する政策テーマごとに、各々の目的、機能の範囲内であれば、手段  
の選択や交付額の充当を地域の裁量にゆだねる方向で、交付金化などの補助金改革  
を推進する。

② 交付金化に当たっての留意点

新たに創設する交付金は、地域が期間を限って目標を掲げ、その達成に責任をも  
って取り組むことを明示している場合には、国が掲げる目的・機能の範囲内で地域  
の自主裁量性を尊重するとともに、期間全体にわたって支援しうる仕組みとして構  
築する。

③ 補助対象財産の有効活用

補助金等の交付を受けて整備した施設（以下「補助対象財産」という。）を有効  
に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢が変化し、著しく需要が低下す  
るなどの事情により、新たな需要に対応する必要が生じ、当初の目的以外の目的に

転用する場合について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に基づく各省各庁の長による承認が迅速に行われるような仕組みを構築する。

### （3）民間のノウハウ、資金等の活用促進

政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずる。

### （4）構造改革特区、都市再生等との連携

構造改革特別区域推進本部と連携し、構造改革特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における補助金改革の成果等を車の両輪として組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

また、都市再生本部が行うまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

### （5）地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に特定の目標の達成を目指すことを明確に掲げ、そのために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

### （6）その他の措置

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日地域再生本部決定）を受けて具体化が図られた上記（1）から（5）までの施策のほか、同本部決定を踏まえ、テーマごとに連携すべき施策についての補助金改革など、引き続き、施策の具体化を検討する。

地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から提案募集を行う。

## 第3 事後評価の対象となる「地域再生計画認定制度等」の概要

### 1. 地域再生計画の認定制度

#### （1）情報の提供

認定申請または変更申請に必要な情報の提供状況等

#### （2）申請手続き

認定申請または変更申請時における事務手続きの状況等

(3) 施策メニューの体系化

体系化された6つの施策メニューの活用状況等

(4) 地域再生協議会

地域再生法第12条に基づく地域再生協議会の活用状況等

(5) 地域活性化策連携による取組

他の地域活性化策への取組状況等

2. 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

(1) 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例

地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資についての税制上の優遇措置

(2) 再チャレンジ支援寄附金税制

地域における民間による再チャレンジ支援の促進のための寄附金に対する税制上の優遇措置

(3) 地域再生のための交付金の活用

地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された地域再生基盤強化交付金（道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金）の活用

(4) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化

(5) 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

認定を受けた地方公共団体による、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づく、政府の地域再生に関する施策の改善提案

3. 地域再生計画と連動した支援措置

(1) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施

地域の自主性、裁量性の拡大に資する交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用状況

## (2) 地域再生計画に基づく支援措置

地域再生計画と連動して各省庁が実施する施策の活用状況

### 第4 事後評価の手法

事後評価の手法としては、地域政策の専門家等の第三者による事後評価委員会を設置して、地方公共団体に対するアンケート項目及びヒアリング項目の設計後、アンケート調査とヒアリング調査を実施し、委員から意見を聴取するという方法を用いた。事後評価結果は、下記1から3の結果を踏まえ、関係省庁に確認のうえ、総合的な観点から作成した。

#### 1. 第三者による事後評価委員会

地域政策の専門家等の第三者（3名）等で構成される「地域再生事後評価委員会」を、平成19年12月から平成20年3月までの間に計3回開催し、下記アンケート調査・ヒアリング調査の実施、調査結果の検討、事後評価案についての意見を聴取した。

#### 2. アンケート調査

アンケート調査は、平成20年1月7日～1月25日の間、地方公共団体に対して実施した。

- (1) 953の地域再生計画ごとに担当の地方公共団体に対して調査を行い、891の計画について回答を得た（回収率93.5%）
- (2) 地域再生計画の認定を受けていない1,072の地方公共団体に対して、都道府県を通じて調査を行い、579団体から回答を得た（回収率54.0%）

#### 3. ヒアリング調査

ヒアリング調査は、平成20年2月26日～3月10日の間、地域再生計画の認定を受けている5地方公共団体に対して実施した。

### 第5 事後評価結果及び公表

#### 1. 事後評価結果

##### (1) 地域再生計画認定制度等の評価

地域再生計画認定制度等は、「地域の活性化を図るために有意義な制度である。」  
「地方の主体性を確立でき、やる気のある地方を後押ししてくれる。」等の意見が寄せられている。

また、地域再生計画認定数が全体の地方公共団体数の半数を超えるなど、定着した制度となりつつあることから、一定の成果を挙げているものと考えられる。

国としては、平成19年度において

- ①地域再生計画認定制度等の説明を含めたあじさい・もみじキャラバンや地域活性化応援隊派遣相談会をすべての都道府県において実施したほか、研修会の実施やホームページ等による周知広報に努める。
- ②基本方針を変更し、「地域の雇用再生プログラム」をはじめ5つのプログラムを追加するなど、施策メニューの充実・体系化を図る。
- ③平成19年の地域再生法の一部改正により、地域再生協議会を組織できるようにする。

などの施策を講じることにより、地域再生計画認定制度等の周知、施策の拡充等に努めたところである。

今後とも、多くの地方公共団体が有効に活用できるように、制度等に関する知識の普及や浸透を図るとともに、積極的な広報や情報提供の充実、施策の拡充等に努めるなど、一層の地域活性化を進展させる必要がある。

項目ごとの評価は、次のとおりである。

## **ア. 地域再生計画の認定制度**

### **(ア) 情報提供の状況**

地域再生計画の認定を受けている団体で、必要な情報提供がなされているとする回答が約9割弱であり、また、地域再生計画の認定を受けていない団体でも情報提供がなされているとする回答が約7割弱となっていることから、必要な情報提供は概ねなされているものと考えられる。

昨年度の事後評価で改善を指摘された地域再生計画の認定制度普及のための情報提供の充実についても、改善されつつあると評価されている。

一方で、一部ではあるが情報提供の不足を指摘する回答もあり、ホームページ等による具体的な取組事例などの情報提供や地域再生伝道師の協力によるメール等での速やかな情報の周知、都道府県を通じての研修啓発活動の推進等、情報提供の充実を引き続き図っていく必要がある。

### **(イ) 申請手続き**

申請手続きに不都合はなかったとする回答が約9割であり、概ね適切になされていると考えられる。

なお、一部に一層の事務手続き等の簡素化を望む声もあることから、国と地方公共団体が連携し、さらなる簡素化に努める必要がある。

### **(ウ) 施策メニューの体系化**

施策メニューの体系化を参照した団体では、役に立ったとする回答が約6割あり、一定の成果はあったものと考えられる。

今後とも、施策メニューについては、よりわかりやすい体系化を図るとともに、地域再生支援施策の拡充に努めていく必要がある。

#### **(エ) 地域再生協議会**

地域再生法第12条に基づく地域再生協議会を組織し、活用している団体は、まだ少数であるが、地域再生計画を作成している地方公共団体の約8割弱から、計画の作成や遂行にあたって何らかの形で地域住民の意見を反映させているとの回答があり、地域再生協議会の果たすべき役割は、活かされていると見ることができる。

同協議会は地域の自主的な組織として地域再生計画の作成等に寄与することが期待されており、協議会の役割に対する評価も高いことから、今後は協議会の具体的な事例の紹介などにより、地域の知恵と工夫を集めるための方策として広めていくことが必要である。

#### **(オ) 地域活性化策連携による取組**

地域再生計画とほぼ同一の地域で、構造改革特区、都市再生事業、中心市街地活性化事業のいずれかの地域活性化策と連携して取り組んでいるとする回答が約2割であり、地域活性化策連携による取組が推進されつつあるものと考えている。

地域活性化の総合的な推進が求められている中で、これらの連携を推進するための方策の一層の充実を図ることが必要である。

### **イ. 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置**

地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例等については、都道府県との連携も図りつつ、説明会等の場を活用してそのPRに努め、広く周知徹底を図ることが必要である。

### **ウ. 地域再生計画と連動した支援措置**

地域再生計画と連動した支援措置で、役に立っているとする回答が約6割、進捗率によりどちらとも言えないとする回答が約3割となっており、概ね有用であると考えられる。

個々の支援措置に対しては、支援期間の延長や手続きの簡素化などの要望が出されており、今後の地域再生計画の取組の推進にあたって、地方公共団体からの要望等を十分に受け止め、必要に応じて関係省庁との連携・調整を行い、より使いやすい支援措置の拡充を図っていくことが必要である。

昨年度の事後評価で改善を指摘された支援措置の充実及びマニュアルの明確化については、施策の拡大、施策メニューの体系化などの改善が進んでいる。



## (2) 今後の目指す方向

### ア. 国の取組

今回のアンケート調査等の結果を踏まえると、一部の地方公共団体には必ずしも十分に情報が行き渡っていない状況も見られたことから、国としては、地域再生計画認定制度等に関する知識の更なる普及・浸透を図るとともに、平成19年度開設した「地域活性化総合情報サイト」の充実をはじめ、広報や情報提供の一層の充実を図る。

また、地方公共団体からの要望や地域が直面する政策課題等に対して、制度の見直しや施策メニューの充実・体系化等の必要な対応に努める。

### イ. 地方公共団体の取組

地方公共団体には、地域との協働体制を確立するとともに、制度への理解を深めて、国及び関係機関との連携のもと、地域の再生に向けた総合的な取組を図っていくことが望まれる。

### ウ. 関係施策との連携等

構造改革特区、都市再生、中心市街地活性化などの関係施策との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援することにより、地域の活性化を一層推進することが重要である。

## 2. 事後評価結果の公表

地域再生本部は、事後評価の確定後、本部のホームページ等により評価結果を速やかに公表する。

## 3. 今後の事後評価のあり方

平成20年度においても、地域再生の取組が更に進捗していることを踏まえ、アンケート調査、ヒアリング調査などの方法により調査を実施のうえ、第三者からの意見を聴取するとともに、平成20年度から実施する行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく内閣府の政策評価と連携しながら、事後評価を行うものとする。

(参考)

○「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」

(1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

①地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPO等や、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、これらの主体を含め、地域の企業、教育機関、公共団体などが、地域の重要な政策テーマに応じて連携し、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援できるよう検討する。

なお、支援に当たっては、対象となる主体の活動が地域に適切な経済的社会的な効果を及ぼすこと、経済的に自立可能な活動を志向していることなどを見極め、成果主義の観点を重視して、支援の非効率化、長期化を招かないように留意する。

②「地域の知の拠点再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

我が国の活力の源泉である地域を再生させる上では、地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくことが重要である。地域の知の拠点の活性化・活用による地域再生を推進することは、地域間の知恵と工夫の競争と、国の支援とがあいまって、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成するものである。地域が抱える課題としては、例えば、地域産業活性化、地域医療・福祉、地方情報化、環境・エネルギー、防災、ひとづくりといったように多岐にわたっているが、地域の大学等はそれぞれの地域で抱えている課題解決のために、地域ニーズに即した研究・教育を行い、大学等における実践的な研究・教育成果を地域に還元するとともに、地域に根ざした人材を養成することが重要である。

地域再生を図るためには、地域の特性・資源を踏まえた取組を進めることが重要であることから、地域の大学等が有する個性・特色をいかした取組が行われることが望まれ、こうした取組を地域の大学等が積極的に行うことは当該大学等の競争力を強化するものになると考えられる。また、大学等間の広域的連携を活用した取組について積極的に展開されることが望まれる。

このように、地域の大学等は地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきであるとの考えの下、地域の知の拠点として地域に貢献している大学等の取組に対して省庁が連携して支援することにより、地域に力強い人材を定着させ、持続可能な地域再生を推進する。また、本プログラムを実施することにより、平成17年12月

6日の都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト（大学と地域の連携協働による都市再生の推進）を推進する。

### ③「地域の雇用再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域の経済状況には、ばらつきが見られるものの、全体としては回復傾向にある。問題は、ばらつきが存在することではなく、固定化することであり、固定化を防ぐためには、ひとづくり・雇用創出を通じて、地域の創造力を十分に発揮できるようにすることが重要である。特に、雇用情勢の依然として厳しい地域があることを踏まえ、地域のひとづくり・雇用創出に向けた取組を、省庁連携により、重点的・集中的に支援していくことが必要である。平成18年度においては、雇用情勢の厳しい7道県において地域雇用戦略会議を設置し、地域の公共団体、民間事業者等と国の機関が一体となって地域の雇用に関する課題と対策を議論したところであり、こうした地域の声を踏まえ、地域の雇用創造の推進、ものづくり人材の育成、農林漁業への就業支援、観光に関する人材の育成、地域に貢献する事業への支援による新たな雇用の創造を目的とした施策を推進する。

### ④「地域のつながり再生プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域再生を支える力は、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりである。祭りや子育てなどを支えてきた町内会や結・講・座などを再生・再活用するとともに、民間企業、NPO、社会起業家などが新たなひととひとの架け橋をつくっていく地域こそが持続的に発展する。大学、地域金融機関や行政機関などとも連携し、地域にこだわる多様な人々が参加・協働するネットワークを構築していくことが、地域にとっての何よりの財産となる地域力（「ソーシャル・キャピタル」）を生み出すものである。

このような観点から、「地域活性化策に関する政府の取組について」（平成18年11月24日・関係閣僚会合了承）において、地域の担い手支援のための省庁連携によるプログラムを策定することとされたことを受け、地域づくり・まちづくりにおける多様な主体の参加・協働の推進、地域の絆づくりによる教育力・文化力の再生、地域の自主的な防犯・防災対策の推進、団塊世代・UJIターン者等の参加・協働による自然豊かな地域づくり、地域住民等の協働によるまち・みち・みなとづくりの推進、地域のコミュニティの再生を目的とした施策を推進する。

### ⑤「地域の再チャレンジ推進プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

国民一人一人がその能力や持ち味を充分発揮し、努力が報われる公正な社会を構築

していくためには、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会の仕組みが必要である。

このような認識の下、「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」（平成18年5月30日）を基に、チャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会を目指すために必要な施策（再チャレンジ支援策）の実効性・効率性を高めるため、再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日）が取りまとめられたところであるが、この推進に資するものとして、中間取りまとめにおいて「地域の創意・工夫による自主的・自立的な対応が必要とされる分野に関する再チャレンジ支援のための施策については、（略）地域再生、構造改革特区の枠組みを活用した、府省庁の連携による「地域の再チャレンジ推進プログラム（仮称）」の策定を図る」とされていることを受け、再チャレンジを支援する会社への支援、農山漁村における再チャレンジの推進、キャリア教育や若者の自立支援の充実を目的とした施策を推進する。

#### ⑥「地域の交流・連携推進プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

団塊の世代の定年退職が始まる時期を迎え、若者世代におけるニート・フリーターの増加、子どもを取り巻く環境や家族の絆にかかわる問題などともあいまって、都市農村交流や二地域居住など、地域間の交流や農山漁村への定住などに対するニーズが高まっている。また、外国人観光客の訪日促進の取組とも連動して、地域主導の国際競争力のある観光地づくりが地域の大きな関心となっている。

このように、地域間又は地域と海外との間で「人・モノ・カネ・文化・情報」の交流を進めることが重要であり、日本がアジアと世界の架け橋となつてともに成長していくことを目指して平成19年5月に策定する予定の「アジア・ゲートウェイ構想」などとも連携し、広域的地域の自立・活性化を促進することにより、地域間の連携を強めていくことが必要である。

以上の観点から、都市と農山漁村の共生・対流の促進、広域的な地域間連携の促進、広域的な交流を支える交通基盤の整備、外国人観光客の訪日促進と魅力ある観光地・観光産業の創出、地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。

#### ⑦「地域の産業活性化プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）の推進

地域経済の持続的な発展のためには、地域の雇用創出とあいまって、企業立地の促進、中小企業の再生、地域資源をいかした産業の創出・活性化、地域への対日投資促進、地域の大学等と連携したイノベーションの推進、地域密着型金融の機能の強化等による地域の産業活性化の推進が不可欠である。

このため、「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定）において、「地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。」とされたことを踏まえ、地域への企業立地の促進、中小企業の再生と地域資源をいかした産業の活性化、森林整備の推進とバイオマス資源の活用を通じた産業の活性化、地域への対日投資促進、高度人材による産業の活性化、地域密着型金融の機能強化、地域イノベーションの推進を目的とした施策を推進する。

#### ⑧権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

### （2）補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

#### ①目的別・機能別の交付金及び省庁横断的な交付金の創設等

地域再生に資する政策テーマごとに、各々の目的、機能の範囲内であれば、手段の選択や交付額の充当を地域の裁量にゆだねる方向で、交付金化などの補助金改革を推進する。

また、類似の目的・機能を有する補助金が省庁ごとに並立している場合には、省庁の壁を超えた交付金化などの補助金改革を進める。この際、窓口を一元化すること、手続が煩雑にならないことなどに留意し、地域から見て、明快な仕組みを構築する。

#### ②交付金化に当たっての留意点

新たに創設する交付金は、地域が期間を限って目標を掲げ、その達成に責任をもって取り組むことを明示している場合には、国が掲げる目的・機能の範囲内で地域の自主裁量性を尊重するとともに、期間全体にわたって支援しうる仕組みとして構築する。

この際、地域が定める計画の範囲内において、施設等における予算の融通、年度間の事業量の変更が可能となる仕組みとする。

### ③補助対象財産の有効活用

補助金等の交付を受けて整備した施設（以下「補助対象財産」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢が変化し、著しく需要が低下するなどの事情により、新たな需要に対応する必要が生じ、当初の目的以外の目的に転用する場合について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に基づき各省各庁の長による承認が迅速に行われるような仕組みを構築する。

個々の補助金について、承認の基準の明確化、一定の区域において特定の計画に基づき包括的に承認を行う制度の導入について、補助目的の達成及び補助対象財産の適正な使用という補助金等適正化法の趣旨を踏まえ、各所管省庁において検討する。

### （3）民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業分野や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずる。これにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

### （4）構造改革特区、都市再生等との連携

（1）から（3）までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、構造改革特別区域推進本部と連携し、構造改革特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における補助金改革の成果等を車の両輪として組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

また、都市再生本部が行うまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

そのほか、経済財政諮問会議、規制改革推進本部、食料・農業・農村政策推進本部、観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議等、各種関係機関等と緊密に連携を図り、それぞれの機関の持つ様々なノウハウや手法等を活用する。

### （5）地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が

一定の期間に特定の目標の達成を目指すことを明確に掲げ、そのために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第5条第6項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

#### (6) その他の措置

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成16年5月27日地域再生本部決定）を受けて具体化が図られた上記1)から5)までの施策のほか、同本部決定を踏まえ、テーマごとに連携すべき施策についての補助金改革など、引き続き、施策の具体化を検討する。

地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から平成19年6月に提案募集を行う。

なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、関連する相談を総合的に受け付ける窓口の設置等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。